

## 令和3年度倉吉市社協歳末たすけあい募金助成事業

### 地域福祉公募事業募集要綱

#### 1. 目的

年末年始に身近な地域で住民が気軽に集い、高齢者・児童・障がい(児)者等とのふれあい活動や仲間づくりを目的とした地域福祉事業に対して、歳末たすけあい募金の一部を助成し、市民が企画し参加する地域福祉活動の広がりを図ることを目的とします。

#### 2. 主催 倉吉市社会福祉協議会

#### 3. 対象事業

倉吉市民を対象とし、歳末たすけあい募金から助成を受けることがふさわしい地域福祉事業とします。

- 例) ・多世代による門松作りや餅つき大会等の交流行事  
(地域住民等が参加できる事業)
- ・施設入所者と地域住民とのクリスマス会や餅つき大会等の交流事業
- ・地域の高齢者同士の交流事業 (フレイル予防の取り組み)
- ・手紙、電話等の間接的な交流事業
- ・ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人などへの激励訪問活動  
(クリスマスプレゼント配布等の交流事業)
- ・地域住民と当事者団体の会員による交流事業  
(障がい者団体、施設や介護者の会が実施する事業)
- ・地域住民が参加できる凧あげ等のお正月遊びの交流事業

#### 4. 対象とならない事業

- (1) 構成員の互助共済のみを目的とするもの。
- (2) 営利・政治・宗教活動を目的とする行事。
- (3) 他の補助金との重複助成や他の財源をもって実施することが適当と認められるもの。
- (4) 助成による効果が期待できないもの。
- (5) 介護保険事業または障害者総合支援事業として行われるもの。
- (6) その他、本会において適当と認められないもの。

#### 5. 対象団体

市内において地域福祉活動を行っている民間の非営利団体(地区社協、福祉団体、ボランティア団体、NPO法人、市民活動団体等)で、1年以上活動実績のある団体等を対象とします。

#### 6. 実施期間 令和3年12月1日から令和4年3月15日までに実施する事業。

#### 7. 助成金額 事業に要する費用で4万円を上限とし、千円未満は切り捨てます。

## 8. 対象経費と算定基準額

科目	説明	算定基準
諸謝金	講師の謝礼金等	外部講師につき1時間6,000円程度
旅費	講師の交通費	交通実費
消耗品費	事業実施に係る原材料の購入費用 消耗品の購入費用 (機材購入に該当しない物品の購入費用)	実費
印刷製本費	パンフレットや研修資料等の印刷代	実費
通信運搬費	チラシ等の送料、連絡文書等の郵送料等	実費
食料費	事業実施に係る原材料の購入費用 食材費、飲み物代等(テイクアウトのお弁当も可能)	上限700円/人
使用料及び賃借料	会場使用料、器具・備品等賃借料	貸主が地区住民の場合は、実費弁償程度
損害保険料	ボランティア保険料等	ボランティア行事用保険代は@28×20人=560円が最低掛け金です

## 9. 対象とならない経費

- (1) 団体の経常的な運営管理経費(職員の人件費、家賃、事務費などの経費)。
- (2) 備品の購入(事業に直接必要なものを除く)。
- (3) 領収書をとることができない経費。
- (4) 他の事業との共用の経費であり領収書をわけることができない経費。
- (5) 主催者や地域住民に対する謝金、旅費。

10. 募集期間 令和3年9月21日(火)～10月25日(月) 必着

### 11. 募集方法

令和3年10月1日発行の「しあわせ」、倉吉市社会福祉協議会ホームページ等で募集します。

12. 申請方法 所定の「申請書」を倉吉市社会福祉協議会へ提出してください。

### 13. 助成決定

助成委員会での審査を経て、結果を11月中旬に通知します。

### 【留意事項】

- (1) 申請事業の内容によっては助成額を減額することもあります。
- (2) 歳末たすけあい募金の実績により、助成額を減額することもあります。
- (3) 申込多数の場合、4万円以内の申請であっても、申請金額の一部を減額する場

合がありますのでご了承ください。

#### 14. 事業報告

- (1) 所定の「事業報告書」に必要事項を記入の上、領収書の写し、写真・チラシ等事業の内容がわかるものを添付し、事業完了後1ヵ月以内、または令和4年3月18日（金）のいずれか早い期日までに報告してください。

#### 15. その他

- (1) 事業実施時には、『この事業は、歳末たすけあい募金の助成を受けて実施しています』ということを資料やチラシ等に表記し、ご周知ください。
- (2) 報告書に記載された情報、写真等は社協広報紙や事業報告等に記載されることもありますので、予めご了承ください。
- (3) 報告書に記載された個人情報、適切に取り扱い許可無く第三者に提供しません。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新しい生活様式として示された三密（密接・密集・密閉）の回避や飛沫感染の予防対策に配慮した取り組みをお願いいたします。

16. 問合せ・申請先 倉吉市社会福祉協議会 地域福祉課（鈴木・林原）  
〒682-0872 倉吉市福吉町1400番地（倉吉福祉センター内）  
TEL 23-5600 FAX 22-5249